

規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七一九七八

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一一）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の部中「知事室長」を「知事室長 企画参与」に、「スポーツ局長」を「

スポーツ局長

に改め、「自動車税事務所長」を削り、「環境管理事務所長（

地域包括ケア局長」

中央、西部）」を「環境管理事務所長（西部）」に、「環境科学国際センター研究所

長」を「環境科学国際センター研究所長

環境科学国際センター研究企画幹」に改め、「スポーツ企画幹」及び「先

「県税事務所長

端産業幹」を削り、

自動車税事務所支所長」

自動車税事務所支所長（大宮）」

に、「環境管理事務所長」を「環境科学国際センター副研究所長」に、「自動車税

「自動車税事務所副所長

事務所副所長」を

自動車税事務所支所長」

生研究所感染症検査室長」に改め、同表警察本部の部中「捜査支援センター所長」

を「捜査支援・通訳センター所長」に、「交通反則通告センター所長」を「交通反

東京オ

則通告センター所長

に改める。

リンピック・パラリンピック警備対策室長」

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。